

今月のお知らせ

2019年度労働基準監督官採用試験のお知らせ

【受験資格】

平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの者、または平成10年4月2日以降生まれの者で大学を卒業した者(卒業見込み・人事院が同等の資格があると認める者を含む)

【第1次試験日】 6月9日(日)

【受験申込期間】

4月10日(水)受信分まで有効申込みは、インターネットにより行ってください。
申込みはこちらから



【職務内容】

労働基準監督官は、労働条件の確保・改善、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員(国家公務員)です。

問 大阪労働局総務部総務課人事第1係
☎6949-6482

家庭に潜む火災の原因をなくそう!!

皆さんの自宅に長年差しっぱなしになっているコンセントはありますか?心当たりのある方は要注意!!長期間差さったままになっているコンセントの差し刃の間にはホコリがたまりやすくなります。そのホコリが部屋の結露や湿気を含み、両刃間で電気を通すようになります。そうすると両刃の間から勢いよく炎が噴き出します。これを「トラッキング現象」といいます。トラッキング現象はいつ起こるか予測できないのが怖いところです。コンセントや電気コードによる電気火災を起こさないために...



- ①コンセントの差し刃を定期的に掃除する。
- ②電気コードを重い家具の下敷きしない。
- ③踏んだり引っ張ったり粗暴な扱いをしない。
- ④差し込みの緩いコンセントはすぐに取り替える。

☆皆さんの日々の心がけひとつで火災は防ぐことができます☆

問 住之江消防署 ☎6685-0119

市税に関するお知らせ

○市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月7日(火)です。

○固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います

区内に土地または家屋をお持ちの方は、あべの市税事務所で、土地または家屋の平成31年度の価格等を記載した縦覧帳簿を縦覧できます。

なお、縦覧については、所有資産の所在する区の縦覧帳簿に限ります。

縦覧の際は、本人確認ができるもの(運転免許証など)または納税通知書を持参してください。

代理人が縦覧を希望する場合は委任状が必要です。

また、区役所では縦覧することができませんのでご注意ください。

日 4月1日(月)～5月7日(火)(土・日・祝日を除く)9:00～17:30(金曜日は19:00)まで

場 阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス12階 あべの市税事務所 12階窓口

問 あべの市税事務所 固定資産税グループ ☎4396-2957(土地)、☎4396-2958(家屋)

※問合せ可能日時 平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00)

○Apple Payによるクレジットカード納付のご案内

大阪市税クレジットカード納付サイトからApple Payによる市税の納付ができます。

Apple Payにひもづくクレジットカードで決済処理を行うため、カード番号等の情報入力なしで納付できますので、ぜひご利用ください。

対象税目	全税目(ただし、「コンビニ収納用バーコード」が印刷され、1枚当たりの金額は30万円以下の納付書に限ります。)
利用可能なカードブランド	Mastercard、JCB、AmericanExpress (ただし、これらのブランドロゴが付帯されているクレジットカードでも利用できない場合があります。)
納付手続きに必要なもの	・「コンビニ収納用バーコード」が印刷された納付書 ・Apple Pay対応のiPhone、iPad、Macのデバイス
納付方法	大阪市税クレジットカード納付サイトからお手続きし、支払情報を確認後、「Apple Pay」ボタンをタップし、納付手続きを完了してください。

※納付金額が5,000円を超える場合は、納付書ごとにシステム利用料がかかります。

○LINE Pay 請求書支払いのご案内

コミュニケーションアプリ「LINE」上で「LINE Pay 請求書支払い(スマホのおサイフサービス)」による市税の納付ができます。いつでもどこでも利用料がかからず納付いただけますので、ぜひご利用ください。

対象税目	全税目(ただし、「コンビニ収納用バーコード」が印刷され、1枚当たりの金額は5万円未満の納付書に限ります。)
利用方法	スマートフォンの「LINE」アプリ上の「ウォレット」タブより金額をタップし、「請求書支払い」を選択します。スマートフォン端末のカメラが起動しますので、納付書のバーコードをスキャンします。支払情報を確認し、画面の表示に従い操作を進めるとパスワード入力画面に切り替わるのでパスワードを入力すると、支払が完了します。

問 財政局税務部収税課 収納管理グループ

☎6208-7786 ☎6202-6953 ※問合せ可能日時 平日9:00～17:30

各種相談

各種相談はすべて無料・秘密厳守です。

相談内容	実施日時(受付時間)	場所	問合せ
弁護士による法律相談 要予約	4月2日(火)、9日(火)、23日(火)、5月7日(火) 13:00～17:00 各回先着順。定員16名※23日は24名	区役所4階 相談室	☎総務課 窓口④番 ☎6682-9683 【申込み】当日9:00～(電話予約のみ)
行政相談	4月16日(火)13:00～16:00(15:00受付終了)		☎総務課 窓口④番 ☎6682-9683
司法書士による法律相談	4月15日(月)13:00～16:00(15:30受付終了)定員6名(先着順)		大阪府行政書士会住吉支部 ☎6678-3871
社会保険労務士による市民相談	4月18日(木)13:00～16:00(15:15受付終了)定員4名(先着順)		
行政書士による市民相談	4月26日(金)14:00～抽選にて相談順を決定(抽選後、空き有の場合16:30まで受付可) 定員6名(相続などの相談可)	区役所1階 第1-1会議室	長居公園事務所 ☎6691-7200
花と緑の相談日	4月16日(火)13:30～15:00		
専門相談員による人権相談 要予約	専門相談員が電話、ファックス、電子メール、面談で相談をお受けします。 区役所での相談を希望される方は電話、ファックスで事前にお申し込みください。		大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7830(相談専用電話) ☎6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net 9:00～21:00(日祝17:30まで)※土曜・年末年始休み
ひとり親家庭相談 要予約	毎週火曜・水曜・木曜 9:15～17:30(年末年始・祝日除く)	区役所1階保健福祉課	☎保健福祉課 窓口③番 ☎6682-9857
障がい者・高齢者・子どもの暮らし何でも相談会 要予約	4月12日(金)11:00～14:00 ※詳しくはお問い合わせください。	区役所3階 第3-1・3-2会議室	区地域自立支援協議会 区障がい者相談支援センター ☎6657-7556(担当:平下・大崎)
日曜法律相談 要予約	4月28日(日)9:30～13:30※事前電話予約必要 各会場先着順。定員16組	中央区役所 (中央区久太郎町1-2-27) 鶴見区役所 (鶴見区横堤5-4-19)	【申込み】4月25日(木)、26日(金)9:30～12:00 【予約専用電話番号】6208-8805 大阪市総合コールセンター「なにわコール」 ☎4301-7285 (8:00～21:00 年中無休)
犯罪被害者等支援のための総合相談窓口	9:00～17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	市民局人権企画課 (市役所4階)	市民局人権企画課 ☎6208-7619 ☎6202-7073